

議会改革特別委員会 行政調査報告書

令和7年6月11日付け委員派遣承認要求書（議会改革特別委員会）に基づき、7月9日付けで議長から承認され、下記のとおり実施した行政調査の結果について報告する。

令和7年11月18日

墨田区議会議長
佐 藤 篤 様

議会改革特別委員長
あ べ きみこ

記

1 調査期間

令和7年7月31日（木）

2 調査場所

（1）東京都目黒区

3 調査事項

議会改革の取組について

（1）東京都目黒区

ア 目黒区議会におけるハラスメント防止指針について

4 出席委員氏名

（1）議会改革特別委員会

あ べ きみこ
遠 藤 ミ 木
佐 藤 篤 (議長)
井 上 ノエミ

稻 葉 かずひろ
堀 よしあき
高 橋 正 利

大 門 しろう
村 本 ひろや
おおこし 勝 広

5 随行事務局職員

議会事務局長
福 谷 光 広

議事調査主査
北 條 豊

庶務係主任
渋 谷 香奈子

6 調査概要

別紙のとおり

調査概要 【目黒区】

1 区の概要

目黒区は、東京 23 区の南西部に位置し北は渋谷、東は品川、西は世田谷、南は大田の各区に接している。武蔵野台地の東南部に位置し、区内は目黒川と呑川の谷が北西から南東に向かい、20 から 30 メートルの深さのとい状の谷をつくっている。

令和 7 年 1 月 1 日現在、人口は約 35,000 人、面積は 14.67 平方キロメートルで 23 区全体の 2.3 パーセントに当たり 23 区中 16 番目の広さである。

(参考資料／目黒区一ムページ ほか)

2 調査事項

(1) 目黒区議会におけるハラスメント防止指針について

目黒区議会では、令和 7 年 5 月 7 日に「ハラスメント防止指針」を策定している。その中で、住民との関係を含むあらゆるハラスメントに対する議員への救済措置として、相談窓口を設置し、内部相談員及び外部相談員を置くとしており、先進的な取組となっている。

3 質疑等（午後 3 時 21 分～午後 4 時 50 分）

◎目黒区議会議長（鈴木まさし）

～ あいさつ ～

◎委員長（あべきみこ）

～ あいさつ ～

◎目黒区議会議長（鈴木まさし）

それでは、私のほうからまず一通り現段階まで私たちの取組の内容等について、簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

指針についてですが、多分皆さん、これを見られて質問なんかもいろいろと事前にいただいておりますので、見られているかと思うんですが、この指針のポイントと、それから事前にいたしています質問に対してご回答のほうをさせていただければと思っております。

最初に、お手元にあるこの指針の概要とポイントを説明したいんですが、条例ではなくて、なぜ指針なのかということもご質問の中に入っていますけれども、現時点では、私たちが把握している範囲でいきますと、条例というのは今、全国の中で 127 の条例が存在していると、自治体に関してはと。この指針という部分でいくと、ほとんどまだありません。事例というのは出てこなくて、23 区でいくと、あと板橋区がこの指針を策定しておりますので、目黒区と板橋区が先行してこういう取組をしているのかなということになります。その中で、目黒区の中にも幾つか特徴はありますので、ご説明をさせていただきます。

表紙をおめくりいただいたて、まず基本的な考え方ということで、今回のこの指針の大きな考え方のポイントになるんですけど、「目黒区議会議員が当事者となるあらゆるハラスメントを防止し」ということになります。ここだけを読みますと、「あらゆるハラスメントを防止し、根絶することにより、全ての議員が個人としての人格及び尊厳を尊重され、良好な執務環境を確保することで、健全かつ円滑な議会運営に寄与し、もって区民から信頼される議会の実現を目指します。」と。「この指針を公表することにより、議員一人ひとりのハラスメントに対する意識の向上を図り、ハラスメントを未然に防止するとともに、ハラスメントが発生した場合には、被害者に十分配慮しながら、迅速・効果的な解決に向けて目黒区議会として全力を挙げて取り組みま

す。」と。まさにこれが全てであって、このことがこの後、後段にいろいろ出てくるということになります。

この考え方の最大のポイントというのは、この指針というのは、ハラスメントを防止することです。ハラスメントを起こしてはならないということが最大のポイントになっていて、しかし、ハラスメントを起こしてはならないので、防止するんだけれども、それでも起きてしまう、万が一起きてしまったときに、どういう対応をしていくのかということを指針としてここに入れています。

ですので、原則的には、ハラスメント対応という部分でいくと、起きたことに対する対応の前に、まず起こさせないために、こういう指針をつくったとご理解いただければということです。

もう一つは、当事者になるわけですけれども、当事者、それからあらゆるハラスメントとあるわけですが、これは後ほど説明しますけれども、当事者というのは議員だけになります。議員が全て当事者。これは、議員が被害者の場合でも当事者、加害者の場合でも当事者、どちらにも当たると、どちらになっても、議員であれば当事者になるということです。

それから、あらゆるハラスメントという中には、区民から受けるハラスメントも含んでおります。ただ、議員間、あるいは理事者との間のハラスメントとは少し扱いを変えておりまして、これは後ほど説明します。

あと、基本的な考え方で重視しているのは、最後の下から2行目の「被害者に十分配慮しながら」です。これは後ほど出てくるんですけれども、メンタルケアや守秘義務です。特に、被害者においては、言いにくい環境であったり、あるいは申し出た後の対応で不利益を被ったり、そういうことがないようにしなければいけないということも含めて、メンタルケアや守秘義務、こういったことを指針の中に盛り込んでいっている、ここを重要視しているということになります。ここがまず基本的な考え方として設定した部分になります。

その後、用語の定義ですが、ここはよくある一般的な用語の定義でありますので、見ていただければということです。この2番の用語の定義の中の（3）ハラスメントの定義に関しては、あらゆるハラスメントということで基本的な考え方の中に入れておりますが、あらゆるハラスメントというのは、具体的に幾つか出てきています。セクハラ、妊娠、出産、育児、パワハラとかいろいろ出てきていますが、最終的には、その「相手方に対して直接的又は間接的に行われる人権を侵害する行為」ということになります。そこの中には、区民から受けるものも含んでいるということで、大きく最後こういうふうに言っているのは、そういう意味でございます。

3番から具体的に入っていく中で、基本的な考え方として、ハラスメント防止する、起こさせないということがこの指針の一番のポイントになりますので、まず防止ということでここに指針をつくりっております。ただ、議員の責務とありますけれども、（1）のア、イ、ウ、次のページのア、イ、ウ、エ、オ、カまで幾つか書いてありますけれども、実はものすごく当たり前なことばかりを書いてあります。これは別に誰が見てもそうだよねという当たり前のことなんですが、まずはハラスメントを起こさせないということで、当たり前であることが起きてしまっているから防止指針をつくりっているということで、まずそれをちゃんと認識しましょうということで入れています。この3の（1）のアのところの最後は、「ハラスメントをしません」って、これ当たり前なんですよね。当たり前なんだけれども、それをちゃんと指針の中で宣言しておくということで盛り込んでいます。

あと、この議会におけるハラスメント防止の議員の責務の中でポイントになるのが、一つはウの2ページ目の一番上です。この2ページ目の一番上のところに、「区長等や職員と職務遂行上対等な立場にあること」ということを言っている。要するに、我々と区側はお互いに対等な立場で仕事をしている。今、対等な立場でお互いに仕事しているということをしっかりと明記してい

くことが大事で、要するに、こっちが上とか、向こうが上とか、そういうことでハラスメントが起きることもありますので、まずお互いの立場というのをここで明確にしたというのが一つポイントです。

それから、エになるんですが、昨今いろんな形でハラスメントが起きます。特にソーシャルメディア関係でのハラスメントもたくさん起きるので、具体的に様々な形で、口頭だけではなく、いろいろな形でハラスメントが起きてくるということを認識させるということで、エのところでこれを書いてあるのが一つポイントになります。

議員間同士、実はこの議員間同士のハラスメントに結構重きを置かなきやいけないと思っているので、このオで触っています。ここでしっかりと「議員平等の原則により」と始まって、ここには議員間のハラスメントでも様々な理由から出でますので、特に、性別、年齢、信条と書いてありますけれども、議員の経験年数にかかわらずとか、先輩、後輩という中で、長老議員だからどうのこうのとか、そういうことも含めて、こういうことがハラスメントを起こすきっかけになるということをはつきり言っているということです。

最後のここの方、実はここが今後のポイント、あるいは課題になるのかなと思っているんですが、読みますと、「議員は、議員による区長等及び議員に対するハラスメント、議員間のハラスメント又は区長等及び議員による議員に対するハラスメントが認められる事態に遭遇したときは、被害者の意思や同意を確認しながら、ハラスメントを行っている者に対し厳に慎むべき旨を指摘する等、率先してハラスメントの防止に取り組みます。」と指針に入れています。要は、いわゆるハラスメントじゃないかなというときに、我々は積極的にその当事者に対してハラスメント行為に当たるかもしれないからやめなさいよということを言つていこうということです。

でも、多分ここが一番難しくて、本当に言えるのかどうか。本当にハラスメントかどうかも微妙なものもあつたりしたときに、「君、ハラスメントだよ。」って言えるのかどうかも含めて、ここはすごく難しい。多分これは今後課題になっていくと思いますが、ただ、やはりこれは基本計画としてやはりこういうことが必要なので、まず指針として盛り込んでいるということになります。

その次に、今度は議長ということで（2）で出てきます。

私、議長としての取組としては、当たり前のことが書いてありますが、特にイのところでは、「議員に対し必要な研修等を定期的に実施し」ということで、全議員に対して、研修だとか、いろいろな機会を提供して、ハラスメントを防止していくために機会をつくっていくことと、もう一つウでも、「ハラスメント防止に関する必要な措置」、様々なことをやっていく上で、それはそのときそのときで必要に求められているものということになっていくんですけども、例えば、逆に言えば、今日の皆さんのが来ていることもそうですが、先進事例の議会があれば、そこへ視察に行くこともやるだろうしということで、様々なことをやっていくことに議長としてはなっていきます。

ここまでが今回の指針の中で最大のポイントである防止、でも起きてしまうということです。起きてしまうという場合に、4番からが起きた場合の対応ということで指針をつくっています。

（1）は議員の対応ということで、対象者になったときに、いろいろな調査をしたり、聞き取りもしていかなきやいけないということになっていきます。そのときに必ず協力することを原則とする、協力しないというのは駄目だということで、まず、これがないとハラスメントの認定ができないので、この協力をしっかりと盛り込んだということです。

その次に、（2）として相談窓口の設置、ここが今回特に目黒区の中でもポイント、特色がある部分で、相談窓口はどこの議会でも設置はしているんですけども、特に私たちとしては、非常に細かく規定しています。内部相談窓口、外部相談窓口を設置しています。内部相談窓口は、

議長をはじめとして、議長、副議長、事務局でまず申出を受け付ける。申出を受け付けて、私たちの段階で助言できることがあったら、聞いて助言をしていくために存在するものとして設けています。

ただ、私たちは、例えば弁護士だと、そういった専門家ではないので、内容によって、先ほども言ったとおり、メンタル面でのメンタル対策、被害を受けた方は特に、あるいは法的な対応といったことも必要になってくると当然専門的な知見が必要なってくるので、そうするとここで外部相談窓口というものが出てきます。

外部相談窓口は基本的には、3ページ目のエのところになります。当然専門知識を有する第三者ということで、ここに外部委託していくことになります。これからどういうふうに人を選んでいくかとか、どういう内容で委託していくかというのは、運用マニュアルの中で決めていきますので、まだ取組中の段階のことになりますが、こういった外部窓口を設けて専門的に対応していくことが第二段階です。。

この内部相談窓口、外部相談窓口をもってしても解決に行かないケースが出てきた場合の最後の方法ということで、ここに設けていくのがハラスメント相談者保護委員になります。解決に至らない場合、弁護士あるいは専門家ということで外部に委託し、こちらのほうに調査を依頼していくことがあります。実際にここで調査をかけ、調査をした結果を議長のほうに報告をもらい、どういう対応をしていくのかを判断していくというのが最終的な解決方法になります。

こういった形で、様々な事例によって、最初のステップが内部相談、その次が、外部相談、最後は保護委員というような形で幾つか段階をつくっているというのが相談窓口の目黒独特のポイントになるのかなということになります。

その相談体制の中の過程で、議長として踏まえる手順というのが（3）のアから順番に出てきます。

ここに関しては、特に「必要な措置を講じます」というような表現が適所に出てきます。ここはマニュアルを今つくっているところなので、具体的に規定していくことになりますが、重要なポイントがあつて、（3）のウです。「当該ハラスメントを行った議員の氏名等の公表その他必要な措置」、ここが非常に大事になってきます。議員の公表をどうしていくのか、どういう考え方でこれが公表に値するのか、どういう形でどこに公表していくのかということ、あるいはこんな措置を取ったということをどういうふうに出していくのかというところが、これから運用マニュアルの中できちっと規定していくということになります。ここは非常に重要なポイントとして見ていてください。

次の4ページにいきます。

最後に出てくるのが5番、プライバシーの保護及び不利益な取扱い、ここがやはり非常に重要で、被害を受けた人たちがしっかりとちゅうちょせずに申し出ができるような環境、そして、申し出た後、議員活動に支障が出ないようにしないと申出が出てこない。そうすると、結局指針をつくっていても何の意味もないので、最後にしっかりとここを規定しています。

5の（1）では、まず相談窓口に関わる者の全ての人たちの守秘義務のことを言っています。細かくは多分運用マニュアルの中になっていくんですが、基本的にまず守秘義務を守りなさいということです。漏えいした場合の対応は、マニュアルで規定していくことになります。もう一つ大事なポイントとして入れたのが（1）の最後、「その職を退いた後も同様とします」で、辞めたら公表されるというとちゅうちょしてしまうので、生涯言ってはいけない、守秘義務をしっかりと入れたということが重要なポイントになっています。

（2）は不利益ということで、申し出た議員が不利益を被らないということです。何をもって不利益かというところまでは、ここでは入れていません。何をもって不利益とするかは、マニュ

アルのほうでまた具体的にということです。なので、この指針は、大きな考え方と大きな取組の仕方をつくったということになります。以上がこの指針に関するポイントになります。

そして、これに基づいてたくさん質問をいただいておりますので、まず先に、事前にいただいている質問に関して、私と、事務局のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

最初に、指針策定の背景及び経緯についてということで二ついただいている。この指針を作成することになった背景やきっかけがあったのでしょうか。（2）として、策定以前にハラスメントに近い事例などがあったんでしょうかということで、ここは一緒にお答えさせていただきますと、先ほど冒頭でも申したとおり、私たち区議会議員の活動が健全な環境の中で、しっかりと区民の負託に応えていくために、ハラスメントの防止が必要だという認識をまず持っていた中で、ここ数年様々な議員の中で質疑をしてきました。そういう質疑をしてきた中で、令和3年に国の方で、政治分野における男女共同参画の改正があって、自治体のほうに職員の研修だと、あるいは相談窓口の整備が義務付けになったわけです。一挙に各自治体がその整備を始めていく中で、目黒区も今年の2月に条例ができました。その条例の中には、当然私たちが対象になっている、職員が議員から受けるハラスメントも対象になっています。そうすると、区側がつくっていく条例の中で、当然私たちも対象になってくれれば、当然私たちは連携していかなければなりません。

その連携というのは、私たちがハラスメントを起こさないだけじゃなくて、議員間も起こさない。議員間も起こさないだけじゃなくて、私たちだってハラスメントを区民からも受けがあるということも踏まえて、区側のほうが4月から施行になるので、急いでまず指針をということでつくっていったというのが経緯です。区側と連携していくことで、それによって、区側の条例も実効性がある。私たちも進めていける、どんどんほかの自治体に比べて早く進めていけるということでやっていきました。今おりますけれども、前の議長がこれを率先してやられて、私はその前の議長から引き継いだだけなので、やられたのは前の議長です。その中で進めたことなので、背景としてハラスメントが何かあったわけではありません。ハラスメントがあったから慌てつくったわけではなくて、区側との連携というのが必要になったと、これがお答えです。

指針策定に向けての取扱いということで、今回各会派や議員個人がハラスメントに対する視察を実施したと思うが、何か所くらい視察を実施したか、参考になった自治体があればということで、私たち議会のほうでいくと、特に2か所あって、令和6年に議会運営委員会として、福岡県の築上町へ行きました。実はここ結構参考になるんです。

福岡県自体が都道府県としてはものすごく早くハラスメント条例をつくられたところで、県がすごく早かったので、そこに合わせて各地方議会が結構早くやっていく中でも、築上町は、何がすごく私たちにとって参考になって視察に行ったかというと、女性議員が2人いるんですが、その女性議員2人から、いろんなヒアリングをして、女性議員の視点でいろんな意見をいただいたものを条例にしていったということでした。当時の議長がインタビューに答えてているんですけども、私たち男性では気づかないものがいっぱい入っていますと言うんです。

あと、もう一つは県ですね。令和6年度に企画総務委員会というところが福岡県議会のほうに視察に行ってます。あと、事務局はたくさん参考にしているんですけども、事務局のほうから回答いたします。

◎目黒区議会事務局次長（井戸晶子）

事務局次長の井戸といいます。よろしくお願いします。

私も4月から着任していまして、ここに来たときはたたき台のようなものが既にあったという状況なんすけれども、参考にした事例はたくさんございます。主には、今議長もおっしゃいましたけれども、福岡県ですか築上町、あと長崎県議会、あとは兵庫県芦屋市の指針、神奈川県開成町、ここも結構雑誌とかに割と取り上げられているところです。あとは岐阜県各務原市の条

例、埼玉県川越市にも根絶条例がございます。あとは大阪府豊中市議会、滋賀県長浜市、山口県長門市の指針、千葉県柏市、大阪府箕面市、兵庫県加西市、23区では板橋区です。板橋区は職員に対してアンケート調査も行っていまして、このたびのハラスメント防止対策については結構大きく新聞に取り上げられていました。

あとは、政治倫理条例ですけれども、豊島区政治倫理条例、あとは世田谷区の職員に対するハラスメントの条例、新宿区の政治倫理条例等、各地方議会そういう感じです。あとは「地方議会人」という雑誌の2024年の7月号に築上町も載っていたり、結構すごく分かりやすく解説はしてあるので、考え方の部分はこういう雑誌など参考にさせていただきました。

◎目黒区議会議長（鈴木まさし）

事務局のほうでも多くの事例を参考にしてもらひながら、指針をつくっていったということになります。

次に、3番、指針の内容についてということで、条例と指針の関係性についてご質問いただいています。なぜ目黒区議会では、ハラスメント防止条例の形ではなく、ハラスメント防止指針としたのか、それから防止条例と防止指針との関係ということで、条例は発生した場合の対処法令で、指針は未然防止指針という関係でよろしいでしょうかというご質問、ここも併せてお答えします。

先ほどからご説明している内容のとおりで、なぜ指針としたかというのは先ほど区が条例をつくったので、そこと連携をする形で、まず指針を先に先行してつくったということです。ただし、当然この後があって、今度はこれを実効性のあるものにしなきやいけないので、具体的なマニュアルの策定をやっているということになります。マニュアルができると、実効性が担保されるんですけれども、その後、最後に条例というのを一応検討しています。なので、順番としては、指針の後にマニュアルを検討して、つくる必要性があれば当然条例もという、そういう段階です。

この指針というのは、当然、基本は防止、ハラスメントを起こさないという防止が主ですけれども、しかし、起きてしまうということもあるので、そのときの対応も盛り込んだということできけば、防止と対応、両方入っているというふうにご理解ください。

続いて、相談窓口についてのご質問をいただきいて、まず相談窓口の詳細は別途定めるとありますが、どの部署が担当になっているでしょうか。また、主にどのような方が選ばれているか。あと、議会におけるハラスメント相談窓口はどこに設置されていますかというのもあるので、まとめてお答えしますと、相談窓口自体は議会事務局になります。議会事務局で相談の申出を私たち議長等が受けていることになりますが、ただし、先ほど言ったとおり、相談窓口は内部相談窓口以外に外部相談窓口も設けますので、この外部相談窓口は外部委託になるということになります。

それから、内部相談員については、議長、副議長、議会事務局長、必要に応じて議長が指名する者をもって充てるとされていますが、公正・公平性をどう担保、判断するのでしょうかという質問です。もちろん、指針の中には大きく公平・公正を入れています。ただ、具体的にどう担保、判断するのかというのは、大変重要なポイントになるので、運用マニュアルの中で規定していくことになります。ですので、検討真っ最中とご理解ください。ここは非常に重要なので、相当協議しながら策定していくことになるかと思います。

それから、相談窓口について心理士を配置した意図は何でしょうかと、その選任方法はどのようにになっているのでしょうかということで、これは先ほど申したとおり、特に被害者、被害者だけとは言えません、加害者だってときには追い詰められることもあるので、その対象者となった人たちの特にメンタル面、メンタルケアも含めて必要になってきますので、そういうことを踏まえて心理士などを配置することになります。その選任方法というのは運用マニュアルでこれか

ら決めていくことになるということです。

その次に、弁護士の選任方法はどのようにになっているでしょうか、また、ここも公平性の観点から気をつけていることはありますか。もう一つ、外部相談員をあらかじめ指定されているのでしょうかということですが、もちろんここもマニュアルでになります。どういう形で選定していくか、ここも外部になりますので、これはこれからというふうになります。

それから、匿名での相談や通報も可能な仕組みになっているでしょうかということです。ここは、基本的にマニュアルで決めていくんですけども、考え方としては、匿名も受け入れるということになっていくと。区側がそういうふうになっていますので、今区側がつくっている条例をやはり参考にしながら我々もマニュアルをつくっていくことになりますので、やはりそこは申出しやすい環境という部分からいっても、必要ではないか、匿名でも受けるという認識は持っています。

最後に、この相談窓口のところで、通報を受けた際の調査や対処のプロセスはどのように設計されていますでしょうかということは、先ほど申したとおり、事務局、議長、我々で申出を受けた後に内部相談窓口、その次の段階で外部相談窓口、それでも駄目ならば、ハラスマント保護委員という3段階を踏まえていくという、そういう対応方法になっているということです。

続いて、ハラスマントの定義について、どのような行為をハラスマントとして定義していますかというのは、先ほど申したとおりです。特に目黒区の区議会のポイントとしては、区民から受けるものも一応申出があれば対応とするというところがポイントになっているということ。ただ、ここでの具体的な部分はマニュアル策定でかなりちょっと慎重に取り扱うことになるのかなというふうに思っています。

議員が質問などを考慮する場合、区議会事務局や各部署と打合せをしますが、長時間に及ぶときもあります。捉え方が難しい部分もありますが、職員等の時間的拘束はどのように考えているのか、要するに、職員を長時間拘束して詰めるというところがハラスマントに当たるんでしょうかということですが、基本的な考え方は、常識を超えるとハラスマントの対象になり得るという認識ではいます。ですので、申出があったときに、聞き取って、これは常識を逸脱しているとなれば、調査対象になっていくということになるかなということです。

同じくここで、自治体によってはカスハラ対策として録音も容認しているところもあると仄聞しています。質問が詰問か判断は難しいと思いますが、録音対策は考慮したのでしょうかということで、まだこれは私たちの中で議論はしていません。マニュアルをつくっていく中で、録音を要は証拠として取り扱うのかということを言っているんだと思うんですけども、ご質問の趣旨は、多分録音だとか、そういった証拠になるものが出てきたときに、私たちがどう取り扱うというのは、これからマニュアルの中で規定していくことにはなります。

ただ、一つ言えるのは、こういった証拠になるものを一つの対象としていくということになつていけば、防止していくという意味で、逆に抑止力にもなるのかなというふうに私は考えているところではあります。

次に、指針の対象者についてで、住民との関係を含むあらゆるハラスマントに対する議員への救済措置とありますが、区民から議員に対するカスハラ対応も行うということで理解していいのでしょうか。これは先ほどから申しているとおり、区民から受けたものもまず入っているという認識です。取扱いをどうするかは別ですが、入っているということです。

指針の対象には議員同士、議員と議員の関係、外部委託事業者、区民等も含まれるのでしょうかということですが、対象者は議員のみです。対象者に対しては、加害者、被害者どちらのパターンでも、対象者は議員のみになるということです。

次が、守秘義務、秘密保持について、事案が発生した場合、守秘義務はどの範囲にかかると考

えているでしょうかということです。基本的には、全て知り得たものは守秘義務なんですけれども、あえてくるとするなら、地方公務員法ですよね。地方公務員法で、職務上知り得た秘密に準じるものってあるんですよ。区側の条例もそういうふうにあります。これが原則ですけれども、普通に考えれば、この過程の中で知り得たものは、これは有形、無形も含めて、全部守秘義務ですよねというのが基本だと思っております。

この中で、プライバシー保護の観点から、相談段階での秘密の保持はどのように徹底されているのでしょうか。また、関わった者が職務上知り得た措置を漏らした場合の対処はどうなっているのでしょうかということですけれども、当然これは指針の中には、漏らした場合どうするかという対処は盛り込んでいませんので、運用マニュアルの中で、漏えいしたらどういうふうな対応するかを盛り込んでいくことになるんですけども、目黒区議会は保護条例がないんです。ないので、そこを踏まえていかないので、それを踏まえない中で、どういうふうに漏えいした人に対して対応していくかとか、そういったことをちょっとと考えなきゃいけないのかなと思っております。

それから、その他として、不祥事発生の際のルールがあれば、流れをご指示ください。全件とも議長への報告となっているのですかということです。これはそうです。まず、議長への報告、ここがスタートになっていくということです。

議長は、議員が区長等及び職員に対するハラスメントが確認された場合は氏名の公表等の措置を講ずるとありますが、議員間の場合の公表は念頭に置いていないのでしょうかということです。これはこれから検討事項になります。

次に、研修についてということで、ハラスメントの防止及び根絶を図るために、必要な研修等を定期的に実施しているのですが、年間どのくらいの頻度で実施されているのでしょうかということです。もう既に研修とかはやっています。必ず毎年、これからもやっていかなきゃいけないと思うんですが、直近でいくと、令和6年3月に、国で作っているハラスメント対応の映像を使って、まず何がハラスメントなのかを認識してもらい、その映像を踏まえて意見交換するというのを4回設定して、その中で参加できる議員が日にちを選んで参加してということでした。今年度はまだなので、年度中に何らかの研修をやっていくことになるのかなというところです。

議員向けの研修を定期的に実施されているのでしょうかという質問を同時にもらったんですが、今お答えしているとおり、必ず毎年やっていかなければいけないなという認識を持っておりますので、これからもやっていくことになるかと思います。

あと、その他としていただいている質問ですが、他自治体との差別化や工夫ということで、今ずっとお話ししたとおりです。特に、まず原則は防止、起こさないということが主になっているということ、それから起きた場合に、内部相談、外部相談という、相談窓口を充実させたこと。ここは特にほかの議会でもなかなか類がない、目黒独自性が出ているのかなと思います。

新人議員や再選議員に対して指針の周知徹底はどのように行っていく予定でしょうかということです。これは指針ができたばかりなので、これからなんですかけれども、皆さんもご承知のとおり、選挙が終わって新人議員が入ってくると、研修をやっています。例えばそういう機会を踏まえて、説明をしていくところがまず最初の周知のスタートなのかなと考えております。

実際に指針が運用されてから、課題や改善点を感じていることがあればご教示くださいということですが、できたばかりなので、課題というのは、実際に事例が出てきて、対応していかなければならなくなつたという段階できつと出てくるんだと思います。この指針では不十分、この運用マニュアルでは不十分だとか、そういうのはやっていく中で出てくるんだと思います。ただ、指針の中でいくと、例えばハラスメントを見たときに、目の前でその当事者に向かって、やめろと言えるかどうかとか、そういうことが多分課題なんだろくなという認識は中ではあったりします。

最後に、指針制定以降、議会全体の雰囲気や職員との関係性に変化はありましたかということですけれども、このハラスメントの指針をつくっていこう、運用マニュアルをつくっていこうと議会全体がそういう空気になってつくってきたこの1年間という過程自体が変化です。大きな変化だと思います。みんなでやっていこうということでやってきたことが変化。これができたことで、各議員の中で自覚がますできているということですので、ここから先に実際にハラスメントが起きないということであれば、やったことが成果として出てくるということになりますので、まずはやっていこうということ自体がすごく大きな変化だったんだろうなと思います。あと実効性をどうやって出していくかということ自体がこれからのことなのかなと考えております。

一応全部お答えしたかと思います。私のほうからはこれで以上です。

◎委員長（あべきみこ）

議長、ご丁寧なご説明どうもありがとうございました。

では、委員の皆さんから何か質疑があれば、挙手してお願いいたします。

◎委員（佐藤 篤）

鈴木議長、改めてありがとうございます。守秘義務のところに关心があったんですけども、防止指針というのは、いわゆる申合せ事項の類いになっているんでしょうか。つまり、全議員が遵守すべきものと全議員が確認しているものになっているのかということをまず伺わせていただきたいと思います。

◎目黒区議会議会運営委員長（おのせ康裕）

今日はありがとうございます。

議会運営委員会の委員長をさせていただいています、おのせでございます。

まず、うちは議会運営委員会を二つに分けています。普通の議会運営委員会と、墨田区は議会改革特別委員会をお持ちですが、うちは議会運営委員会でやっています。議会運営委員会をやるときに、改革の議会運営委員会というふうにやっていまして、改革の議会運営委員会で今話しているのは議会改革のメニューと、必ずハラスメントに対しての指針を今かけています。これを共有することによって、議会運営委員会は傍聴はできますが、無会派の議員さんは出れませんので、無会派の議員さんにも意見をもらいながら、今まさしく共有をしています。

一緒につくることによって、最後のところでは、先ほど議長のほうからもご案内あったと思うんですが、全員が名前を公表されてもいいですねという確認を取ります。そこに確認を取ったところで、今20期なんですが、20期の議員全員がそれを了承し、名前を公開されてもいいという前提の下にこれを了承して、申合せ事項にしていくことだと思っております。今まさしくこの段階です。

◎委員（佐藤 篤）

ありがとうございました。

もう一点、併せていいですか。我々もちょっと報道されたところがあって、幾つかの対応をしたんですけども、会派の中で処理すべきもの、ハラスメントというのも結構幅広いもので、重大なものから軽微なものまであると思うんですね。本来会派の中で話し合って、お互い納得すればそれで終わりというような軽微な案件もあると思うんですけども、その色合いをどう決めるかというのを今考えているんですが、目黒区さんだと、全件報告ということなんですかとも、ハラスメントの疑いがあれば、何でも議長に取りあえず報告、会派の自治みたいなものは飛び越えて議会に行くという仕組みになっていると理解してよろしいでしょうか。

◎目黒区議会議長（鈴木まさし）

一応、こここの指針にも書いてあるんですけども、ハラスメントを受けた被害者が別に会派の中だけに限ったものではないので、相手が加害者が誰になるのかというのは会派外にもいっぱい

いますから。そうなったときに、会派に了解を得なければ申出できないということは全然ここには申し合わせていません。かえって例えばそういういろんな細かいことをつけていくと、さっき言ったように申し出ににくいことになっていく。言いやすい環境は必要なので、この指針の中で何らかの会派の中で了解を取らなきやいけないとか、そういうことは指針の中に盛り込んでいません。では、これとは別に何か会派の中でこれに基づいて何か決め事をやっているかというと、そういう認識は私には今のところありません。

◎委員長（あべきみこ）

その他ありますか。

◎委員（稻葉かずひろ）

私から1点質問なんですけれども、この相談窓口には、当事者じゃない第三者が相談をかけてもいいのかということです。報告ですね。具体的に言うと、あの人があるからハラスメントを受けていそうだと、そういう報告を議長に対してとか、相談窓口に対してすることも想定されているのかどうかです。

◎目黒区議会議会運営委員長（おのせ康裕）

さっきのご質問に近まるんですけども、まず、私も鈴木議長も多分一緒だと思うんですけども、議長室はドアを開けています。何かあれば必ず駆け込んできます。その段階で解決できることは、議長とその議員とその会派の幹事長の中ではまず解決はします。これがもっと混線してきて、いろいろなハラスメントに絡んできて、もしかしたら訴訟事項に上がりそうなところになると、この案件に入ってきて、初めてハラスメントの対策指針にかけてくる、又は正式な相談窓口にかけてくると、多分3段階ぐらいあるはずなんですね。普通の議会であれば、多分1段階目、議長のところへ相談して、幹事長とまあまあというところで収まる。でも、それじゃなくて、もっとも人間関係の問題だと、いろいろなハラスメントここに絡んでしまうと、当然言ってくる方もいらっしゃるので、その方から来たものに対して、当事者、やられているほうとやっているほうが言ってこない段階でどうするかということは、議長の判断としては多分できると思うんですよ。その会派の方は、最近変わりがあるかどうか聞く、また当事者を呼んで何か困ったことはないのと聞く。そこで意図が出てくれば、初めて、じゃ、それは、あなた、パワハラやセクハラの相談のルートにのせますか、のせませんか。初めに窓口になったのは議長ですから、そのジャッジは議長が最初にされるところだと思うんですね。お答えになっているかどうか分かりませんが。

◎委員（稻葉かずひろ）

よく分かりました。ありがとうございます。

◎委員（村本ひろや）

3ページの相談員のところで、相談員と保護委員は、「あらゆる政党及び会派並びに当事者等の干渉又は影響を排し、中立かつ公平に」とあって、「内部相談員は、議長、副議長、区議会事務局長及び必要に応じて議長が指名する者」となっているんですけども、確かに議長、副議長は、中立に事に当たらなければいけないことであることは確かなんですけれども、ただ一方で、多分基本は多数会派から選出されるということで、どうしてもやはり人間ですので、その辺の心情的な部分が働く部分もあるんじゃないかなと感じる部分もあるんですけども、その辺の対応なんかうまくやられているというのが何かあれば、そういうのをしないようにやっているやり方があればちょっと教えていただきたいなと思います。

◎目黒区議会議長（鈴木まさし）

非常に難しい今お話が出てきていますね。例えば、今議長ということでお話があったわけですけれども、議長の会派から出てきているのでということでありがちな話ではあるのは分かります。

例えば、私がそのつもりがなくて判断したものが、周りから見たらおかしいということだってもしかしたらあるかもしれません。でも、その辺の誰がそういうふうに認定をして、議長に言わなきやいけないよねということになっているかどうかというのは、まだ私たちの中でこれから議論、検討していくものなので、当然そこには議長だけじゃないですよね。公平性とか、そういうものでいけば、いろんなことが考えられる。だから、基本的には、そういうことがないようにするのを指針の中で原則としていますけれども、具体的にそうなった場合にどうするかというのは、マニュアルの中で決めていくなり何なりしていくしかないのかなと思っています。当然言っていることは当たり前なので、議長に限らず、全ての人が公平性、中立性をどうやって保てるか、むしろ保てなかつたときに、それを誰がどう判断して、どういう措置を取るかというところをどういうふうに決めていくかというところが次のポイントかなというのが今の認識です。

◎委員（村本ひろや）

我々としては、そこが結構課題かなというところです。ありがとうございました。

◎委員長（あべきみこ）

ほかにどなたかございますか。

◎委員（高橋正利）

先ほど指針を作成して、マニュアルを作成して、条例に持っていく方向だと伺ったんですが、タイムテーブル的に何年ぐらいを掛けてめていく予定なのか、もし分かれば教えてください。

◎目黒区議会議長（鈴木まさし）

今具体的にいつまでということを細かく刻んでいるわけではないんですが、少なくとも、今指針があつて、指針ができているということは、もしかしたら明日誰かが申し出てくるかもしれないわけです。指針ができて、でも、マニュアルがなければ対応ができないですから、少なくともマニュアルは急いで作らなきやいけない。いつでもそういう申出が出てきたら対応ができる、それは外部相談員の選定も含めて、そこまでの対応ができる環境は急いでやらなきやいけないかなと思います。条例はその次に来るんですけども、まず対応できる環境をつくるということで、マニュアルは今着々と進めていますが、細かいので、今日、明日でできるものではないんですけども、今の議会運営委員会の委員長がなるべく早くつくっていくために今作業しています。条例は、これもやらなきやいけないんですけども、そのもう一つ先ということになる、順番としてはそういう感じで今考えています。具体的にいつまでと今決めているものではありません、

◎目黒区議会議会運営委員長（おのせ康裕）

ただ、統一地方選挙なもんですから、私どもは今20期なんですけれども、この私たちの任期中に条例はつくりたいと思っています。議長にはご迷惑かけますけれども、議長の在任中に条例まで持っていきたい。というのは、この指針をつくるときに、条例ありきですよということは初めに言っていますので、実は条例まで本当は早く持っていたかったです。ところが、いわゆるカスハラ、街頭演説中に区民の方から何かやられる、これに対しても条例としてやっていこうよという話をしたときに、区民を巻き込んで条例化するのであれば、そんな簡単じゃありませんという意見がありまして、じゃ、まずは指針をつくりましょう、マニュアルをつくりましょう、そして条例にしましょうという経緯がありました。

◎委員（高橋正利）

もう一点、質問の中の録音体制ということで、これはマニュアルで決めていきますというお話がありましたが、例えば区議会事務局に対して、ある区民なのか、ほかの方なのか分かりませんけれども、議員が云々というような話があった場合、録音体制を組もうとしているのか、今現在、録音も含めてやっているのかというところがもしお答えできれば教えていただきたいと思います。

◎目黒区議会議長（鈴木まさし）

録音体制というのは調査を聞き取るときに録音を取るということですか。そうじゃなくて、証拠として録音物が出てきたときに、それをどう取り扱うかということですか。

◎委員（高橋正利）

証拠という形ですよね。

◎目黒区議会議長（鈴木まさし）

先ほど申したとおり、それも運用マニュアルの中で、どういったものを証拠物として取り扱うかというのも決めていくことになるかと思います。ただ、一つの有効なものではあるかなと、これは私の個人の認識で、抑止力になる可能性もあるしという意味では、ちゃんと検討すべきなこと、何を証拠として取り扱うというのは検討すべきものなので、録音物というのはその中で最も有効な証拠物になるんだろうなという認識だけは持っています。

◎目黒区議会議会運営委員長（おのせ康裕）

現状、撮影と録音を実際にしゃべっている言葉ですが、議員同士でしゃべっているときもそうですし、拒否はできないんですよ。ただ、建物の管理規定としては、録音と録画は一応してはいけないことになっているので、それを前提にお断りすることもあるんですが、基本、開かれた議会と言わされたときには、録音していいですかって言われたら、ノーとは言えないし、それが証拠になる可能性もあっても、我々は今、否定はしていません。区議会事務局の職員とカウンター越しの区民の方々の場合は、さっきの運用規定の中で、撮影と録音はお断りしていますということは多分言っていると思いますが、議員が対象の場合、それはできない状況にあると思います。ですから、証拠として上がってくることは確実にあるわけですが、こういうAIの時代ですので、幾らでも捏造もできるからということもあります。そこは考えていかなきやいけないと思います。

◎委員長（あべきみこ）

ほかにどなたかござりますか。

◎委員（おおこし勝広）

ありがとうございました。まず、防止指針として、こういったハラスメント行為が行われないように、そういう当たり前の文化をつくっていくということが大事なために指針としたということに関しては、大変すばらしいなというふうに思っております。その上で、議会全体でいろいろマニュアルだとかも検討しているということなんですけれども、会派の中のガバナンスの構築というのは必要なのかなと思っているわけなんですけれども。その辺に関して、例えば各会派に対してこの指針に基づいて、こういったことが行われるようにするために、会派内ガバナンス、例えば、会派内でチェックシートみたいなものをつくる、定期的にしっかり点検してくださいみたいな形のことを各会派に依頼をするみたいなことというのはされておられるのかどうか。

◎目黒区議会議長（鈴木まさし）

今現在は、特に、私の方からもそうですけれども、こういう指針ができたから、各会派にそれぞれ今度は会派別に云々というメッセージは発してはいません。個別に各会派が、運用マニュアルをつくっていくという中で議論が進んでいくので、その中で各会派の中でも多分いろんな議論がこれから進んでいきます。そうすると、意識が上がっていいくので、そういう中で自発的に各会派の中でも何かできてくるかもしれないし、あるいは進めていく中で、最終的に議会運営委員会の委員長とも話をして、各会派にも何らかというふうに言おうかという話になるかもしれないし、そこはまだ分かりません。ただ、少なくとも今これからマニュアルが具体的に始まっていくので、細かい議論を、各会派が持ち帰って、会派の中でももみますから、そういう中で会派の中でもいろんな意識が出てくると思います。

◎委員（おおこし勝広）

これからというところですね。分かりました。ありがとうございます。

あと、実際問題ハラスメントをされたという話が出て、議長のところに相談に行って、内部相談があつて、その後、外部相談が必要だなという判断というのはどなたがされるんですか。

◎目黒区議会議長（鈴木まさし）

それは、まだ規定になつていなかつたっけ。

◎目黒区議会議会運営委員長（おのせ康裕）

実際は、その内容によると思うんですね。内部相談を受けて、これはちょっと裁判までいくんじゃないのというような感じがあつたり、又は本人がどうしても、外部相談使ってくださいというような指針があればすぐ行きますけれども、私たちの判断だけではなく、当事者、片方の訴えてきた方の意見が基本中心になると思います。

◎委員（おおこし勝広）

訴えてきた人が内部相談だけじゃなくて、外部の相談員にも相談したいということがあつたら、それは優先的につなげるというところなんですね。

◎目黒区議会議長（鈴木まさし）

はい。

◎目黒区議会議会運営委員長（おのせ康裕）

仕組みとしては、そういう仕組みになつてゐるので。

◎委員（おおこし勝広）

なるほど、そういうところですね。分かりました。

あと、資料の確認なんですけれども、3ページの（3）議長の対応の中における、イなんですかでも、「議長は、区が行った調査」って書いてあるんですね。これは区議会ですよね。

◎目黒区議会議長（鈴木まさし）

そうです。区側が条例に基づいて調査をやるじゃないですか、区のほうの条例のほうです。そつちでハラスメントの疑いが区側でやる。そのときに、議員の中にこういうのが出てきたと区側から調査の依頼があれば、議長がそれを受けるという、そういうものです。

◎目黒区議会議会運営委員長（おのせ康裕）

職員と議員の間のものに対してのことを表現しているところになります。

◎委員（おおこし勝広）

そういうところですね。職員と議員、ここにもしハラスメントがあった場合の罰則みたいなところが、イ、ウ、エに表記されているんですけども、イに関しては、議員間でハラスメントがあった場合、それが事実と確認した場合については、「厳に慎む旨を指摘する」という、これは議事録に残る形で指摘するだとか、それとも議長室に呼んで、口頭注意で終わるとか、要するに、あまり議員間の中で共有されない、ハラスメントの事実はあったんだけれども、結果的にその判断に基づいて対処するときの対処の仕方として注意したよだとか、そういうものというのはどうなんでしょうか。

◎目黒区議会議長（鈴木まさし）

注意するという声はここに書いてあるとおりなので、それをきちんと議事録にも残してどうこうするとか、外部に公表するというのはこれからですよね。

◎目黒区議会議会運営委員長（おのせ康裕）

うちは、今34人いますが、34人が公表いいですよということになれば、名前を出すかどうかということも含めて公表します。その公表内容に関しては、議会運営委員会で報告すれば、議事録に残ります。ただ、今はいいと言いましたけれども、あのときはいいって言つたけれども、ここに名前が残っちゃって、議会運営委員会の委員長を訴えますよって言いかねないわけですね。訴訟に関しては自由がありますから。担保を取つてはいるだけなので、危険性はあるということです

す。

◎委員（おおこし勝広）

その辺のルールもこれからというところですね。要するに、ハラスメントに掛かった場合にどう対処するのかというところですね。

◎目黒区議会議会運営委員長（おのせ康裕）

あと、BCPも持っているんです。BCPも、ハラスメントに関してもそうなんですが、多分これはガウディなんですね。ずっと更新し続けていかなきやいけない。その時代によって、人によって、やり方によって、内容によって変えていかなきやいけないという認識を共通で持っています。

◎委員（おおこし勝広）

分かりました。ありがとうございます。

◎委員長（あべきみこ）

ほかにどなたかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（あべきみこ）

～ 終了あいさつ ～

以上